

令和3年度

第5回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年11月26日

石巻市農業委員会

第5回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年11月26日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 農地の現状変更届出について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 5号 石巻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定  
について

閉 会

出席委員（18名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	15番	前野利春	委員
16番	今野勝夫	委員	17番	日野智	委員
18番	伏見晃也	委員	19番	三浦孝一	委員

欠席委員（1名）

14番 後藤嘉伸 委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
37番	榊田有司	委員	38番	西條勲	委員
39番	阿部正展	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

36番 西條健一 委員

説明のため出席した者

佐々木 憲明 農林課長補佐  
渡邊 泉 主任主事

阿部 雅裕 主任主事

事務局職員出席

西城 芳光 事務局 長  
渡辺 和子 事務局 長補佐  
村上 浩則 主 幹  
山本 万里 主任 主事  
若井 慎太郎 主 事

渋谷 幸伸 事務局 次長  
齋藤 敏幸 主 幹  
保理 裕宣 主任 主事  
菅井 泰弘 主任 主事

---

○西城芳光事務局長 ただいまから令和3年度第5回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

---

午後1時30分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、ただいまから令和3年度第5回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は19名であります。後藤嘉伸農業委員、西條健一農地利用最適化推進委員から欠席の報告がございました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従いまして進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号9番伏見さと子委員、10番佐々木洋委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、ご報告申し上げます。

11月12日金曜日、当会議室で農家相談委員会を開催いたしました。農家相談は、事前協議がなされておりました案件は1件であり、相談内容は農地の賃貸借による新規就農であります。

相談者は、石巻市渡波町に事務所を置く法人であり、去る5月に会社を設立、事業目的は主に農産

物の生産、加工、販売であり、代表を含め従事者3名がおります。

借受予定地は、牡鹿地区の農地、畑4筆、合計面積は2万8,477㎡であります。

通作距離は片道31kmであります。

営農計画は、ブドウを生産し、収穫物はワインとして加工、全国の酒屋への卸販売とネットショップ等での直接販売を計画しております。また、農業経営に参入する事業方針を決め、ワイナリーの整備に取り組む計画であり、ブドウ栽培用の農地として借用のめどがついたものです。

確認は、提出された農地等利用計画書を参考に、法人代表から聞き取り調査をいたしました。

農業技術につきましては、ブドウ栽培経験のある県南の法人代表である栽培技術指導者から支援を受け、準備を進めているとのことであり、さらに、ブドウ園の敷地内にカフェレストランなど設置の構想等の農地の活用を通じて観光振興策も検討するなど、事業に積極的に取り組む姿勢や周辺住民と協調していく意向も確認できました。

以上のことから、農家相談委員会の結論として、農業経営に対する強い意欲があり、かつ農地の有効利用が見込まれると思われることから、就農者として適格であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から報告があった賃貸借による新規就農に関する相談について、何か確認事項はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 農地の現状変更届出についてから報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

議案書は2ページから11ページになります。事務局から報告をお願いいたします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、報告第2号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。資料は2ページからです。今月の受理件数は1件で、田から畑にするため1.0mの盛土をし、梅の木を植えるものでございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。資料は4ページからです。今月の受理件数は13件で、解約の理由は、貸人の都合のためが3件、借人の都合のためが3件、農用地利用集積計画による売買のためが4件、転用申請のためが2件、耕作者変更のためが1件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。資料は11ページです。今月の受理件数は1件で、駐車場とするものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

---

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は12ページから14ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。資料は12ページからです。

番号1番、申請地は市街化区域内にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。昭和48年に居宅を建て、宅地としたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

番号2番、申請地は市街化区域外にある土地で、登記は畑、現況は原野となっております。耕作道がないため作付できず竹林となったものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） それでは次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

11月15日の農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに書類審査した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明可能と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本件についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、願い出のとおり非農地である旨の証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

---

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。



議案書は15ページから16ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番からご説明いたします。

番号1番は、譲受人の耕作の利便性のための農地の売買です。申請地は、畑1筆、面積270㎡です。

番号2番は、譲受人の耕作の利便性のための農地の売買です。申請地は、田2筆、合計面積304㎡です。

番号3番は、親から子への贈与です。申請地は、田3筆、畑1筆、合計面積4,365㎡です。

番号4番は、譲受人の経営規模拡大のための賃借権の設定です。申請地は、田3筆、合計面積3,732㎡です。

書類審査及び現地調査をした結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から委員会審査の結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農家相談委員長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る11月12日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。11月の案件は、売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件、賃借権の新規設定1件、計4件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び11月9日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基きまして、慎重に審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

---

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は17ページから21ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分などについてご説明いたします。

番号1番、資料は17ページからです。転用目的は、太陽光発電施設用地として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、番号2番との関連事業です。

番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、番号1番との関連事業です。

番号3番、転用目的は事業敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

番号4番、資料は18ページからです。転用目的は、仮設工事事務所敷地として賃借権を設定するものです。農地区分は、農振農用地区域内にある農地ですが、一時転用の例外規定が適用できます。なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から現地調査並びに審査結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本件についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件について許可相当の意見を付して宮城県に進達

することに決しました。

---

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は22ページから30ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

○齋藤敏幸主幹 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明いたします。お手元にご準備ください。

1 ページを御覧ください。一括方式による宮城県農地中間管理機構へ集積を行い、転貸するための案件は1件です。

番号1番、田6筆、面積8,050㎡、貸借期間は10年で、10a当たりの賃借料は1万4,000円となっております。

2 ページを御覧ください。認定農業者等への所有権移転13件です。

番号1番から番号13番、田55筆、畑2筆、合計面積は7万3,597㎡です。10a当たりの単価は19万7,000円から40万4,000円となっております。

今月の受付合計は14件で、田61筆、畑2筆、合計面積は8万1,647㎡です。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の1件、所有権移転の13件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに一括方式について審議いたします。議案書は22ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式1件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式1件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに所有権移転の番号8番及び番号9番を議題といたします。議案書は26ページから27ページになります。議席番号■番■■■■委員は退席をお願いいたします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号8番及び9番についてご意見、ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案番号8番及び9番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場をお願いいたします。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号8番及び9番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、所有権移転のうち、ただいま決しました番号8番及び9番を除いた番号1番から7番、番号10番、13番、11件について審議いたします。議案書は23ページから25ページ及び27ページから30ページとなります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転11件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転11件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

---

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 石巻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定についてを議題といたします。

議案書31ページ及び別冊1になります。事務局から議案の内容について説明お願いいたします。

○渋谷幸伸事務局次長 それでは、議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてご説明いたします。

この指針は、平成28年の農業委員会改革において、農地等の利用の最適化の推進に関する業務が農業委員会の最も重要な業務に位置づけられたことから、本市農業委員会におきましては平成31年2月に策定しておりましたが、今年度の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ検証を行い、目標と具体的な推進方法を見直ししたものでございます。

目標につきましては、第1点目の遊休農地の発生防止・解消につきましては、目標を令和2年度の遊休農地面積を毎年度10%減少させていく内容としております。

次に、第2点目の担い手への農地利用の集積・集約化につきましては、令和7年度に国の集積目標であります80%を目指し、毎年度一定面積を集積する内容としております。

そして、3点目の新規参入の促進につきましては、毎年度1経営体を新規参入の目標とする内容としております。

また、具体的な推進方法につきましては、ほぼ現行の推進方法を継続することとしており、以後改選期ごとに検証と見直しを行っていく内容としております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま説明がありました本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をさせていただきます。

本案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について原案のとおり承認することに決しました。

---

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもって令和3年度第5回石巻市農業委員会定例総会に係る審議を終了いたします。

午後1時59分 閉会